

社会保険労務士事務所

金沢ロームオフィス通信

社会保険労務士法人 金沢ロームオフィス
 連絡先：〒920-0802
 石川県金沢市三池町 1 1 9 番地 4
 TEL：076-225-3803 FAX：076-225-3804
 E-mail：info@sharoshiman.com



日本年金機構から公表された 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者認定要件変更の案内とQ&A

◆被扶養者認定における年間収入要件の変更

令和 7 年度税制改正において、19 歳以上 23 歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われました。これを踏まえ、扶養認定を受ける者（被保険者の配偶者を除く）が 19 歳以上 23 歳未満である場合の年間収入要件の取扱いが変わり、日本年金機構のホームページでは、変更内容の案内や Q & A を公表しています。

◆19 歳以上 23 歳未満の年間収入要件が「150 万円未満」に

扶養認定日が令和 7 年 10 月 1 日以降で、扶養認定を受ける者が 19 歳以上 23 歳未満の場合は、現行の要件である「年間収入 130 万円未満」が「年間収入 150 万円未満」に変更になります。「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）は、扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢で判定されます。

◆Q&A

日本年金機構の Q & A では、以下のようなことが示されています。

- ・あくまで年齢によって判断され、学生であることの要件は求めない。
- ・年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は、従来と同様の年間収入の考え方により判定される。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込

みなどから、今後 1 年間の収入を見込むこととなる。

- ・令和 7 年 10 月 1 日以降の届出で、令和 7 年 10 月 1 日より前の期間について認定する場合、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は 130 万円未満で判定する。

最低賃金引上げに向けた環境整備のため「業務改善助成金」が拡充されます！

令和 7 年 9 月 5 日までに、最低賃金について、すべての都道府県の地方最低賃金審議会が答申が取りまとめられ、それらの結果、初めて全都道府県で 1,000 円を超え、全国加重平均は 1,121 円となりました（現在の 1,055 円から過去最大の 66 円引上げ）。厚生労働省は、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者に対する支援策として、9 月 5 日から「業務改善助成金」の拡充を行うことを発表しました。

◆業務改善助成金とは

生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

◆拡充内容 1：申請可能な事業所が拡大

従来、事業場内最低賃金と改定前の地域別最低賃金の差額が 50 円以内の事業所が対象であったところを、事業場内最低賃金が「改定後の地域別最低賃金未満」までの事業所が対象となります。

◆拡充内容2:賃金引上げ計画の事前提出を省略可能に

従来、賃金引上げ後の申請は不可(申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる)であったところ、令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、賃上げ計画の事前提出が不要となります。

◆中小企業庁でも補助金拡充へ

中小企業庁においても、以下の補助金の拡充(対象の拡大、要件緩和等の措置)を行うこととしています。

- ① ものづくり補助金
- ② IT導入補助金
- ③ 中小企業省力化投資補助金(一般型)

出生後休業支援給付および 育児時短就業給付の利用状況について

厚生労働省から「雇用保険制度の主要指標」が公開され、雇用保険法の改正により令和7年4月から新設された出生後休業支援給付および育児時短就業給付の受給者数と支給金額が明らかとなりました。

◆出生後休業支援給付金とは

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに(配偶者が就労していない場合などは本人が)14日以上の育児休業を取得した場合に、最大28日間支給します。

支給額は、原則として休業開始時賃金日額の13%相当額を、休業期間の日数分(28日が上限)です。育休中は健康保険料・厚生年金保険料が免除され、育児休業給付金は非課税のため、出生時育児休業給付金または育児休業給付金で支給される休業開始時賃金日額の67%と併せて手取り10割相当の給付となります。

◆育児時短就業給付金とは

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務(以下「育児時短就業」といいます。)した場合に、育児時短就業

前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

支給額は、原則として育児時短就業中の各月に支払われた賃金額の10%相当額です。

健保保険料率 過去最高の9.31%に

健康保険組合連合会は25日、2024年度の決算見込みを発表しました。加入する1,378組合の平均保険料率は月収の9.31%と、前年度から0.04ポイント上昇して過去最高を記録しました。1人当たりの年間保険料も54万146円で最高額に達しました。賃上げによる保険料収入の増加などで全体で145億円の黒字となりましたが、600組合は赤字で、334組合は保険料率10%超の「解散水準」でした。

在留資格「経営・管理」要件改正案に日本語能力追加へ

出入国在留管理庁が8月下旬に公表した在留資格「経営・管理」の要件を厳格化する改正省令案について、さらに厳しくする最終調整に入ったことを、政府関係者が明らかにしました。資本金や経営経験・学歴、常勤職員数等を引き上げる案に「相当程度の日本語能力」を追加し、申請者または常勤職員のいずれか1人に、国際基準「B2」(中上級者)相当の日本語能力を求めます。今年10月中旬にも施行する方針です。

～当事務所からのお願い～

全国健康保険協会より再確認の対象者がいる事業主様へ「被扶養者状況リスト」が送付されます。

扶養解除の可能性の高い以下の対象者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方(18歳未満の方や直近で認定された方を除く)

送付されてきましたら、**弊社にご連絡**ください。